

不正競争防止法の改正に伴う 逐条解説等の改訂方針（案）について

令和5年11月

経済産業省知的財産政策室

1. デジタル空間における形態模倣行為の防止【第2条第1項第3号】

- 現行法では、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣した商品（酷似したモノマネ品）の提供行為（形態模倣行為）を不正競争防止法で規制。
- 近年、デジタル技術の進展、デジタル空間の活用が進み、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化。
- このため、有体物に加え、デジタル空間上の商品の形態模倣行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も規制対象とし、デジタル空間上の商品の保護を強化。

形態模倣行為： 他人の商品形態を模倣した商品を提供する行為
（不正競争行為） （保護期間は販売開始から3年を経過するまで。衣服など流行の早い商品が対象。）

**デジタル空間上の
形態模倣行為も対象に**

**デジタルとリアルで
酷似したファッション例**

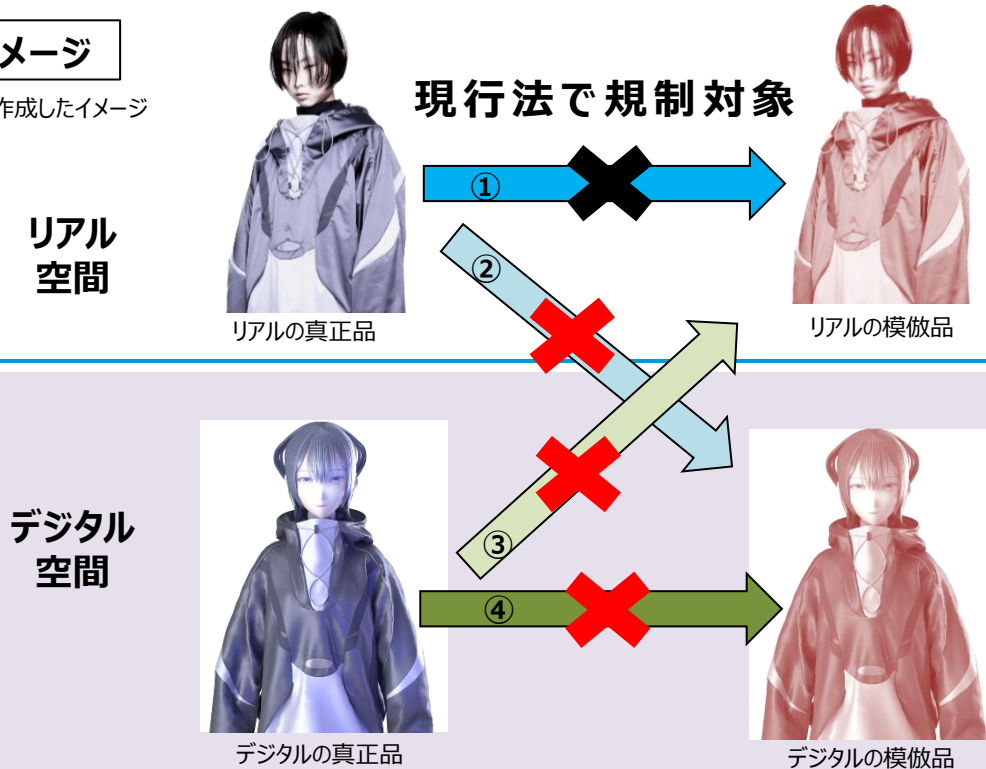
（左：リアル 右：デジタル）



※画像提供：chloma

改正のイメージ

※模倣品は加工して作成したイメージ



模倣する：
他人の商品の
形態に依拠して、
これと実質的に
同一の形態の
商品を作り出す
こと(第2条第5
項)

❌ 今回の法改正により規制対象となる行為 ②～④

改正後の不正競争防止法の条文（関連部分抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

四～二十二 （略）

2～11 （略）

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一～五 （略）

六 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

七～十 （略）

2 （略）

逐条解説の改訂方針（案） ① 「模倣」

- 改正内容及び前回審議会での議論を踏まえて、【逐条解説】に以下の記載を追記する。
 - ・ 令和5年改正により、「電気通信回線を通じて提供」する行為が新たに規律の対象となった結果、リアルの商品の形態をリアル空間で模倣して提供する行為に加えて、新たに①リアルの商品の形態をデジタル空間上で模倣して提供する行為や、②デジタルの商品の形態をデジタル空間上で模倣して提供する行為、③デジタルの商品の形態をリアル空間で模倣して提供する行為も不正競争と位置づけられるようになった旨。
 - ・ リアル空間上の商品同士の実質的同一性の判断枠組みは、デジタル空間上の商品同士や、デジタル空間上の商品とリアル空間上の商品の「模倣」にも同様に適用される旨。
 - ・ 精密な再現をするために資金・労力を投下していた場合でも、実質的同一性を否定する方向に斟酌されない旨。
- ➡ その上で、今後の裁判例等の実務の蓄積を注視し、必要に応じて、逐条解説の更なる明確化に努める。

※参考：前回審議会での議論のまとめ

①対象行為について

- 混同惹起行為（第2条第1項第1号）及び著名表示冒用行為（同項第2号）については、平成15年改正時に、ネットワーク上の「譲渡」「引き渡し」行為が不正競争行為として規制されることを明確化するため、「電気通信回線を通じて提供」する行為が不正競争として規定された。
- 一方で、形態模倣行為（同項第3号）については、対象物が「商品の形態」と規定されており、従来から 有体物の商品に限定した規定と解されており、ネットワーク上の「譲渡」「引き渡し」行為は想定できないとして、当時は改正が見送られた。

➡

法改正によって、第2条第1項第3号に規定する形態模倣商品の提供行為にも「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加することが適切である。なお、制度措置にあたっては、どのような行為が「模倣」の対象となるかについて、逐条解説等において明確化していくことをあわせて検討することが適切である。

逐条解説の改訂方針（案） ② 「商品」・「商品の形態」

- 改正内容及び前回審議会での議論を踏まえて、【逐条解説】に以下の記載を追記する。
 - ・ 「商品」及び「商品の形態」（第2条第4項）に、無体物も含まれる旨。

※参考：前回審議会での議論のまとめ

②「商品」に無体物を含むか

- 不正競争防止法上の「商品」の概念には、裁判例でも有体物のみ含む（40年前の裁判例）という考え方と、無体物も含むという考え方の両方が存在。有体物のみしか含まないとすると、デジタルの商品の保護に本号が活用できない可能性があり、昨今、無体物の取引価値が増加していることを踏まえ、無体物たる「商品」にも第2条第1項第3号の保護が及ぶ旨を明確化すべきか検討。



「商品」に無体物を含むについては、まずは逐条解説等にて「商品」に無体物が含まれるとの解釈を明確化するとともに、形態模倣商品の提供行為に「電気通信回線を通じて提供」する行為を追加し、ネットワーク上の形態模倣商品の提供行為もその適用対象とすることが適切である。その上で、不正競争防止法上の「商品」の定義規定の導入については、今後の裁判例の蓄積を注視した上で、引き続き将来課題として検討していくことが適切である。

逐条解説の改訂方針（案） ③営業上の利益・機能上不可欠な形態

- 改正内容を踏まえて、【逐条解説】に以下の記載を追記する。
 - デジタル空間上で、リアルの商品を模倣したデジタルの商品が提供された場合であっても、リアルの商品を販売している事業者の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれが認められる旨。
 - デジタル空間上の商品（例えばアバターに着せる「洋服」なるもの）は、本来的には機能（雨風を防ぐ等）を有しないことから、機能上不可欠な形態というものは観念しえないが、リアルにおいて観念することができる商品であれば（例えば洋服）、そのリアルの商品をもって機能上不可欠な形態かどうか判断される旨。

逐条解説の改訂方針（案） ④保護期間の終期の起算点等

- 保護期間の終期の起算点に関する前回審議会での議論を踏まえて、【逐条解説】に以下の記載を追記する。
 - ・ 保護期間の終期の起算点（「日本国内において最初に販売された日」（第19条第1項第6号イ））を「実際の販売開始時」と解釈する旨。
 - ・ 保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」については、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が「販売」以外にも合理的と考えられる場合も、「販売」と解釈される余地がある旨。

※参考：前回審議会での議論のまとめ

③模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間

- 形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間については、第19条第1項第5号イにおいて、「日本国内において最初に販売された日から起算して三年」間と規定。「日本国内において最初に販売された日」については、「展示会等宣伝活動の開始時」とする考え方や「販売開始時」とする考え方がある。

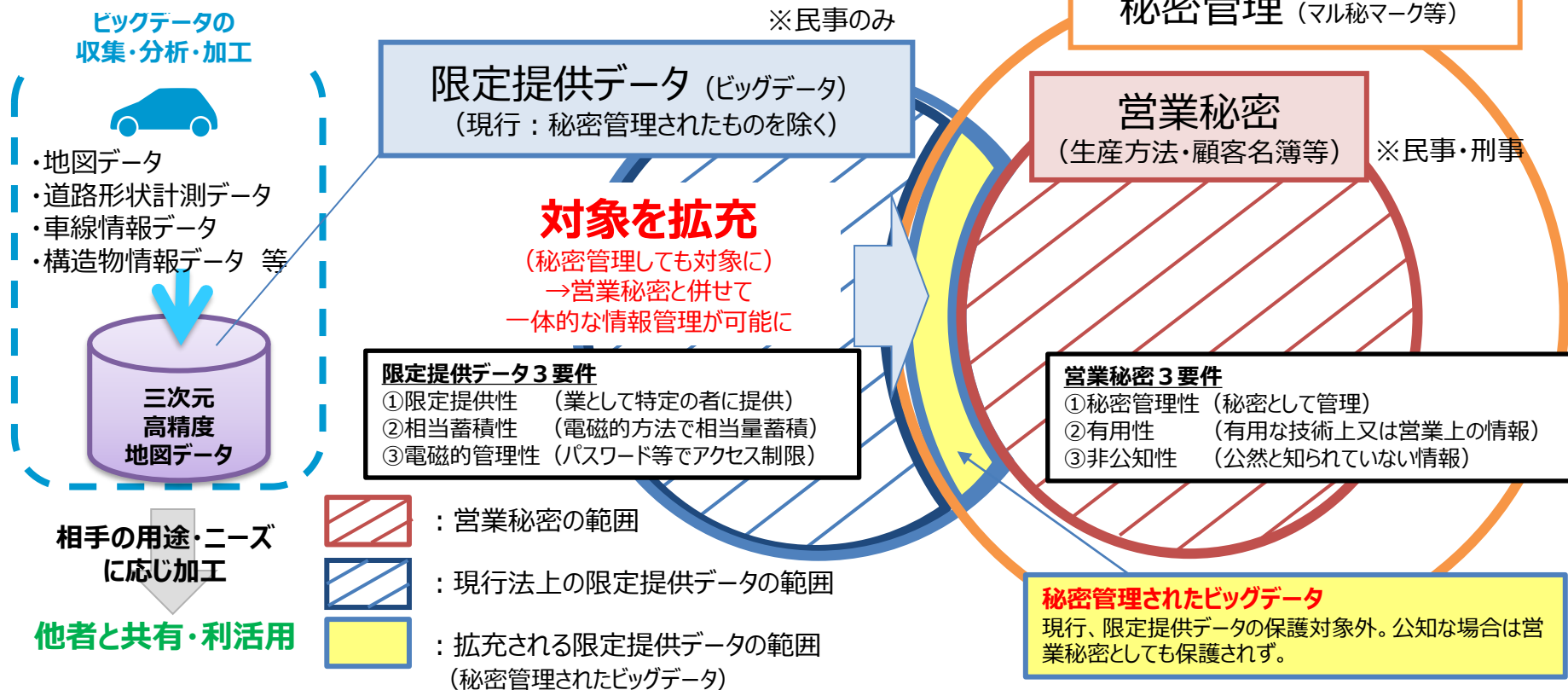


形態模倣商品の提供行為に係る不正競争の保護期間の伸長については、賛成意見及び慎重意見の双方があることや諸外国の未登録デザインの保護期間も踏まえ、まずは保護期間の終期の起算点（「日本国内において最初に販売された日」（第19条第1項第5号イ））を「実際の販売開始時」と解釈することについて、逐条解説等で明確化した上で、保護期間の伸長についての法改正の是非については、各関連団体等との意見交換等を通じ、引き続き検討を継続していくことが適切である。また、保護期間の終期の起算点である「最初に販売された日」については、投下資金等の回収活動が開始したと判断される行為が「販売」以外にも合理的と考えられる場合も、「販売」と解釈される余地がある旨を逐条解説等で明確化することが適切である。

2. 限定提供データの定義の明確化【第2条第7項】

- 平成30年改正により、不競法にビッグデータ保護制度が創設（地図データ、消費動向データ等。令和元年7月施行）。
☞ 限定提供データ制度：ビッグデータを安心して他者と共有・利活用できるように、不正取得等に差止など対抗手段を設ける保護制度
- 制度創設時は、他者と共有するビッグデータは秘密管理されるものではないと想定していたため、現行法では「秘密管理されていないビッグデータ」のみが保護対象。
- 近年、自社で秘密管理しているビッグデータであっても他者に提供する企業実務があることから、対象を「秘密管理されたビッグデータ」にも拡充し、営業秘密と一体的な情報管理を可能とする。

限定提供データのイメージ



改正後の不正競争防止法の条文（関連部分抜粋）

（定義）

第二条 1～6 （略）

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。

8～11 （略）

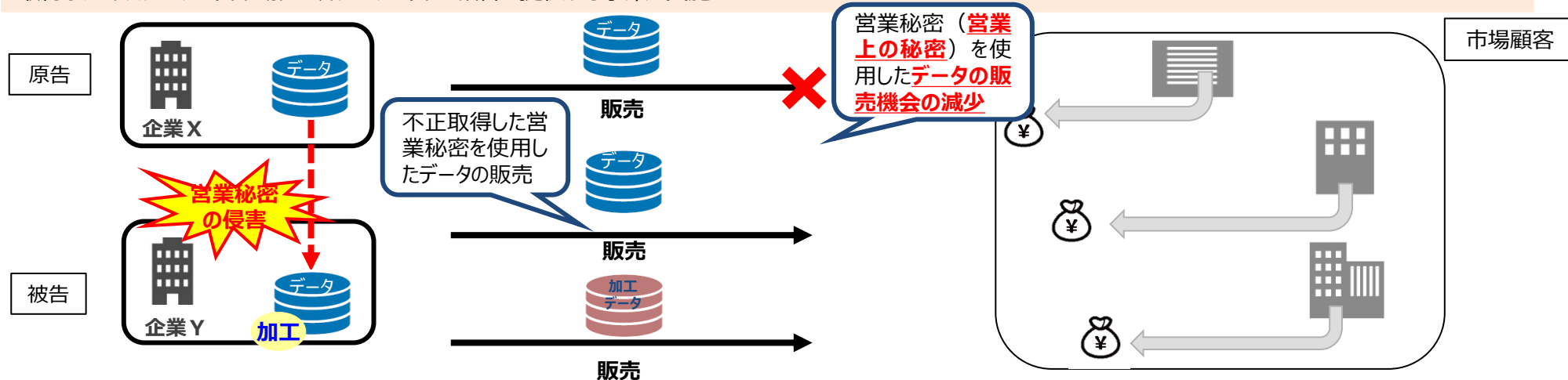
逐条解説・限定提供データに関する指針の改訂方針（案）

- 改正内容を踏まえて、【逐条解説】、【限定提供データに関する指針】における記載を修正する。
 - ・ 「秘密として管理されているものを除く」から「営業秘密を除く」に改正されたことを踏まえ、適宜表現を修正。

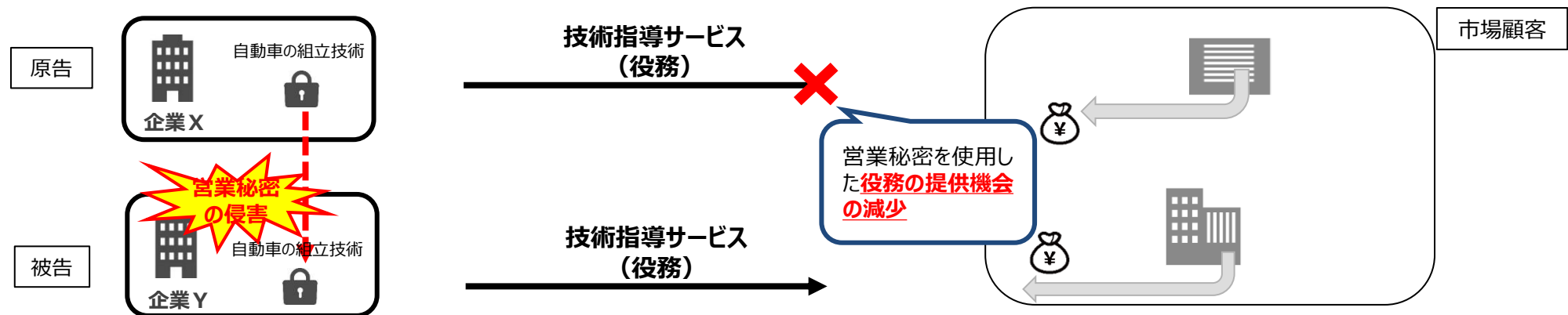
3. 損害賠償額算定規定の拡充①【第5条第1項】

- 「技術上の秘密」に限定されていた対象情報を営業秘密全般に拡充するとともに、「物を譲渡」と規定されていた侵害行為の対象を、「データや役務を提供」する場合にも拡充。

【事例1】企業Xがその保有する消費動向データ（営業上の秘密）に関するデータセットを顧客に提供する事業を行っていたところ、企業Yが当該データセットを不正取得し、当該データセット／加工済データセットを顧客に提供する事業を実施。

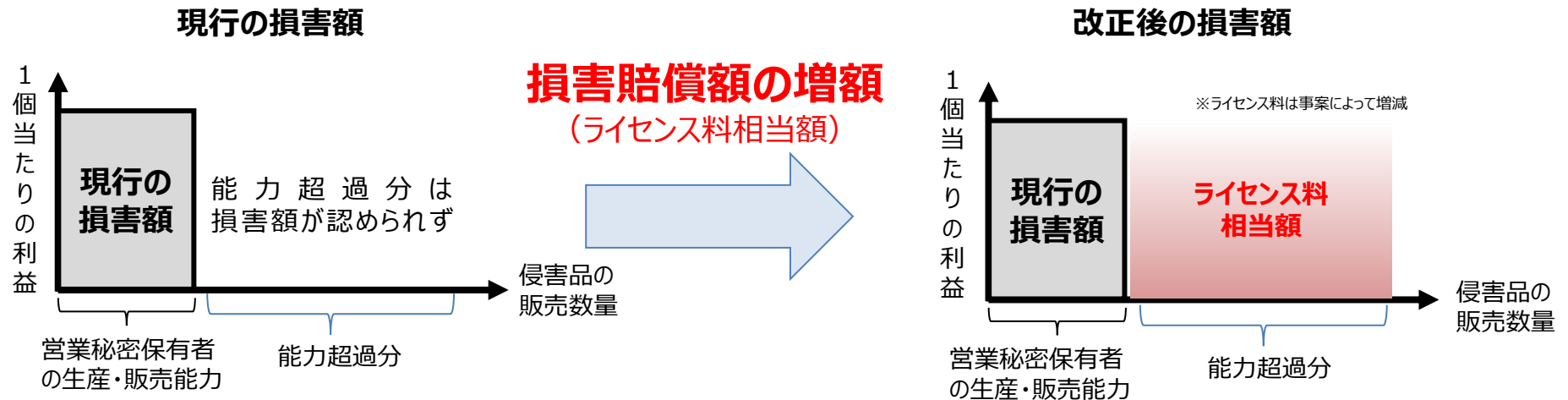


【事例2】企業Xは、営業秘密である自動車の組立技術を使用した技術指導サービスを行っていたところ、企業Yが当該組立技術を不正取得し、当該不正取得した組立技術を使用して技術指導サービスを実施。



3. 損害賠償額算定規定の拡充②【第5条第1項】

- 営業秘密等の損害額（逸失利益）は、侵害行為と損害との因果関係が明らかでない場合が多く、立証が困難。そのため、現行法では、損害額を原則「侵害品の販売数量×被侵害者（営業秘密保有者）の1個当たりの利益」と推定して算定することで立証負担を軽減。
- しかしながら、現行法では被侵害者の生産・販売能力超過分等の損害額は否定されてきた。
- 侵害のし得を許さず、適切な損害回復を図るため、超過分等は侵害者に使用許諾（ライセンス）したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる規定を令和元年特許法等改正にならい追加。
（これにより、生産能力等が限られる中小企業も、能力超過分はライセンス料相当額として増額可能に）



3. 損害賠償額算定規定の拡充③【第5条第4項】

- 現行法では第5条第3項により、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に、その「使用」に対して使用許諾料相当額を損害額として請求することが可能。
- しかしながら、侵害者は被侵害者の許諾無く営業秘密等を使用等しており、被侵害者にとっては許諾するかどうかの判断機会が失われていることや、通常ライセンス契約を締結するにあたっては、ライセンス料の支払条件等、ライセンシーは様々な制約を受けるが、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていること等から、これらの事情が使用許諾料相当額の増額要因として考慮されるべき。
- 裁判所が、使用許諾料相当額の認定するに当たり、不正競争があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨の規定を令和元年特許法等改正にならい追加。

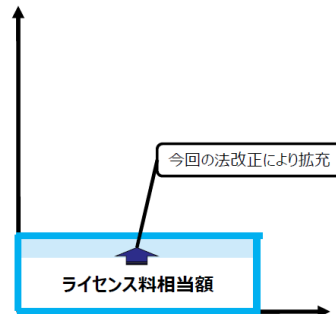
▶ 特許法

(損害の額の推定等)

第百二条 (略)

- 3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。
- 4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、**当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすることとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。**

ライセンス料相当額



増額の考慮要素について (特許法第102条第4項)

当該規定により、具体的には、ライセンス料相当額の算定において、

- ① 特許権侵害の事実
- ② 特許権者の許諾機会の喪失
- ③ 侵害者が契約上の制約なく特許権を実施したことといった訴訟当事者間の具体的事情を考慮することができることを規定している。

改正後の不正競争防止法の条文（関連部分抜粋）

（損害の額の推定等）

第五条 第二条第一項第一号から第十六号まで又は第二十二号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者（以下この項において「侵害者」という。）に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為を組成した物（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を譲渡したとき（侵害の行為により生じた物を譲渡したときを含む。）、又はその侵害の行為により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。

一 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物又は提供することができた役務の単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡した当該物又は提供した当該役務の数量（次号において「譲渡等数量」という。）のうち被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量（同号において「販売等能力相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売又は提供をすることができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡等数量のうち販売等能力相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額（被侵害者が、次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為の許諾をし得たと認められない場合を除く。）

イ 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

ロ 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用

ハ 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用

ニ 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用

ホ 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

2・3 （略）

4 裁判所は、第一項第二号イからホまで及び前項各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額を認定するに当たっては、営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があったことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をするとしたならば、当該営業上の利益を侵害された者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

5 （略）

逐条解説の改訂方針（案）

- 改正内容を踏まえて、【逐条解説】における記載を修正する。
 - ・ 第5条第1項について、その対象を営業秘密全般に拡張するとともに、データや役務を提供する場合にも拡張したこと、被侵害者の生産・販売能力等超過分について使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できることとした改正がされたことを踏まえ、適宜表現を修正。
 - ・ 使用許諾料相当額の考慮要素を明確化する第5条第4項が追加されたので、その旨を追加。

4. 使用等の推定規定の拡充【第5条の2】

- 原告（営業秘密保有者）から不正取得した「営業秘密（生産方法等）」を被告（侵害者）が実際に使用しているかを原告が立証することは困難。そこで、現行法では被告が「営業秘密」を不正取得し、かつ、「その営業秘密」を使用すれば生産できる製品を生産している場合には、被告が「その営業秘密」を使用したと推定する規定が設けられている。
- しかしながら、現行法では推定規定の適用対象となる被告は、産業スパイ等の悪質性の高い者に限定。
- オープンイノベーション・雇用の流動化を踏まえ、推定規定の適用対象を、元々アクセス権限のある者（元従業員）や、不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者にも、同様に悪質性が高いと認められる場合（※）に限り拡充。

使用等の推定

（現行法で規定）

立証

原告の立証

ア. 被告が営業秘密（生産方法等）を不正取得

イ. 被告がその営業秘密を使用すれば生産できる製品を生産

上記ア. 及びイ.
を立証できれば推定

推定

被告がその営業秘密を使用

→ 被告に反対証明の責任（独自の生産方法で生産等）

推定規定の適用対象

現行の対象（悪質性の高い者に限定）

(1) 営業秘密へのアクセス権限がない者（産業スパイ等）

(2) 不正に取得等した者から、その不正な経緯を知った上で転得した者

対象の拡充

(3) 元々営業秘密にアクセス権限のある者（元従業員、業務委託先等）

(※) その営業秘密が記録された媒体等を許可なく複製等（領得）した場合

∵ 元々営業秘密へのアクセス権限があったとしても、許可なく複製する等悪質性が高いため

(4) 不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者

(※) 警告書等が届く等により、不正な経緯を事後的に知ったにもかかわらず、記録媒体等を削除等しなかった場合

∵ 不正な経緯を知った後もその営業秘密の記録媒体等を保有し続けることは悪質性が高いため

改正後の不正競争防止法の条文（関連部分抜粋）

（技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定）

第五条の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

2 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等（技術上の秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この条において同じ。）、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。）を保有する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第六号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

3 技術上の秘密をその保有者から示された後に、不正の利益を得る目的で、又は当該技術上の秘密の保有者に損害を加える目的で、当該技術上の秘密の管理に係る任務に違反して、次に掲げる方法でその技術上の秘密を領得する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第七号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

一 技術秘密記録媒体等又は技術上の秘密が化体された物件を横領すること。

二 技術秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は技術上の秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

三 技術秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

4 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正開示行為があったこと若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があった場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、第二条第一項第九号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

逐条解説の改訂方針（案）

- 改正内容を踏まえて、【逐条解説】における記載を修正する。
 - ・ 元々営業秘密にアクセス権限のある者（元従業員、業務委託先等）や不正な経緯を知らずに転得したがその経緯を事後的に知った者についても一定の要件のもと使用等を推定する第5条の2第2項～第4項の規定が追加されたことを追加。

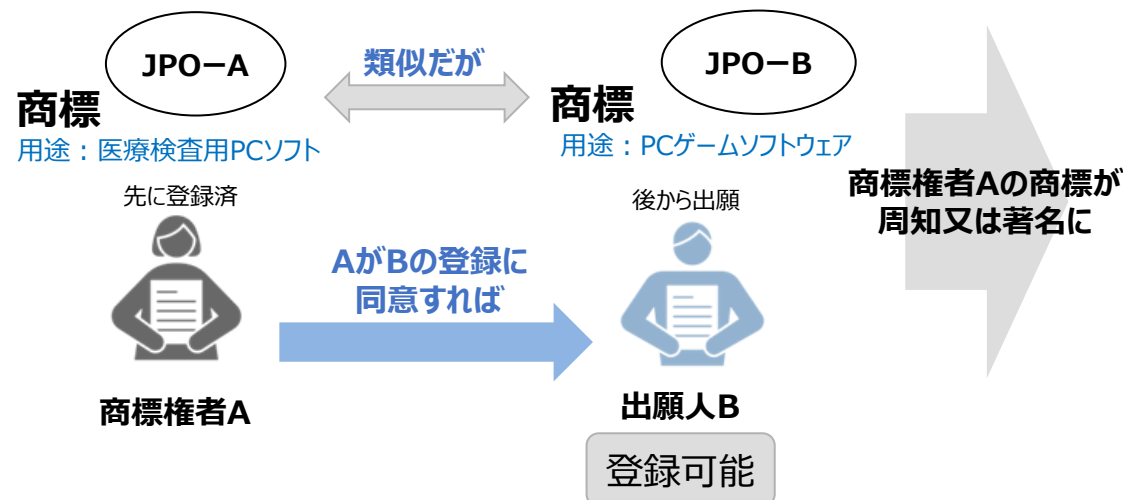
5. コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定等の新設

【第19条第1項第3号・第2項第3号】

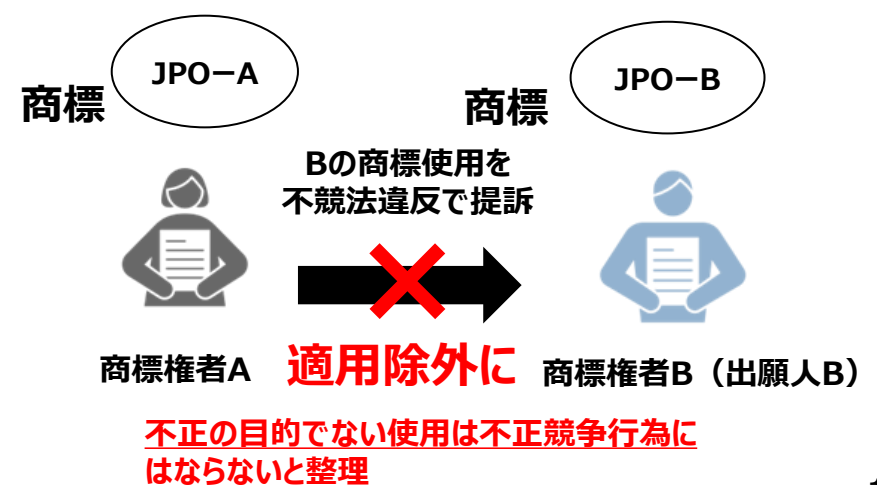
- コンセント制度（商標法）により類似商標が併存して登録され、いずれかの商標が周知又は著名となった後、登録時に同意したにもかかわらず、相手側の商標の使用行為を、自社の商品等表示と混同させる行為又は著名表示を無断使用する行為（現行法の不正競争行為）であるとして不正競争防止法に基づく差止・損害賠償を請求することが形式上可能。
- こうした請求は、そもそも同意に反する行為であり信義則違反と考えられるものの、仮に請求が認められると、事業の予見可能性が確保されず、コンセント制度の安定した活用につながらない。
- このため、同意した両者のうち一方が、不正の目的でなく商標を使用している場合には、その者の商標の使用行為を不正競争行為として扱わない（適用除外）こととする。

- 周知表示混同惹起行為：周知となった他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為
- 著名表示冒用行為：著名な他人の商品表示（商標含む）と同一又は類似の表示をして、営業活動をする行為

類似商標の登録に同意（コンセント）



同意したにもかかわらず、不競法違反で訴える可能性



改正後の不正競争防止法の条文（関連部分抜粋）

（適用除外等）

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一・二 （略）

三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争 商標法第四条第四項に規定する場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第五項ただし書の規定により商標登録がされた結果、同一の商品若しくは役務について使用（同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号において同じ。）をする類似の登録商標（同法第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為

四～十 （略）

2 **前項第二号から第四号までに定める行為**によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

一 （略）

二 前項第三号に定める行為 同号の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者及び通常使用権者

三 （略）

逐条解説の改訂方針（案）

- 改正内容を踏まえて、【逐条解説】における記載を修正する。
 - ・ コンセント制度導入に伴う、不正競争防止法の適用除外規定（第19条第1項第3号）、混同防止表示付加請求（第19条第2項第2号）の規定が追加されたので、その旨を追加。

6. 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【第19条の2・第19条の3】

- 日本国内で事業を行う企業の営業秘密が侵害された場合、刑事（懲役・罰金）では海外での侵害行為も処罰可能（国外犯処罰）。一方、民事（差止・損害賠償）では、日本国内の裁判所で日本の法律（不正競争防止法）に基づき裁判を受けられるのか、事案によっては不明確。

※国際裁判管轄は「民事訴訟法」、準拠法（事案に適用される法律）は「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断（「侵害の結果が発生した地」をどのように判断するか次第）。判断によっては、国際裁判管轄・準拠法が日本・日本法ではない可能性。

- このため、日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も日本の裁判所で日本の不正競争防止法に基づき提訴できる旨を明確化。（中小企業も、日本の裁判所で日本語で海外の企業を提訴可能であることが明確化）

※ただし、「専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密」の場合は、従来と同様に、「民事訴訟法」・「法の適用に関する通則法」に基づき裁判所が判断。

想定例

- 日本国内で事業を行う企業Xの、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密を、企業X社員が不正取得。退職後、海外企業Yに転職し、不正に開示。企業Yは、不正な経緯を知った上で海外で取得・使用・開示。



日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密であることが前提

海外での営業秘密侵害行為だが、日本の裁判所で日本の不正競争防止法に基づき民事訴訟が提起可能であることを明確化

※企業が望めば、海外での訴訟も可能（競合管轄）

※刑事では、現行でも元社員、企業Yを処罰可能（国外犯処罰）

改正後の不正競争防止法の条文（関連部分抜粋）

（営業秘密に関する訴えの管轄権）

第十九条の二 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関する第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行った者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

2 民事訴訟法第十条の二の規定は、前項の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて準用する。この場合において、同条中「前節」とあるのは、「不正競争防止法第十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

（適用範囲）

第十九条の三 第一章、第二章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関し、日本国外において第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行う場合についても、適用する。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

逐条解説の改訂方針（案）

- 改正内容を踏まえて、【逐条解説】に以下の記載を追加する。
 - ◆ 第19条の2（営業秘密に関する訴えの管轄権）
 - ・ 国際的な営業秘密侵害事案に関する国際裁判管轄を明確化した第19条の2が追加されたので、その趣旨・内容。
 - ・ 「日本国内において管理されているもの」の意義。
 - ・ 「専ら日本国外において事業の用に供されているもの」の意義。
 - ・ 民事訴訟法等との関係（競合管轄であること等）。
 - ◆ 第19条の3（適用範囲）
 - ・ 国際的な営業秘密侵害事案に関する不正競争防止法の適用範囲を明確化した第19条の3が追加されたので、その趣旨・内容。
 - ・ 法的根拠（絶対的強行法規）。
 - ・ 第19条の3が適用されない事案の処理。

7. 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂方針（案）

＜改訂の基本方針（案）＞

- 直近改訂（令和4年5月）以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂を検討。
- 一方、啓発資料として産業界・関係団体に行き渡っていることから、構成・基本的内容については、現行版を踏襲しつつ、以下の観点等を踏まえて、ハンドブックの内容を補強・追記する方針で改訂を進める。

□ 関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正

- ハンドブック策定後の進展、例えば、「法制度の見直し」に伴う修正として、令和5年の不競法改正で見直された①「限定提供データ」の保護範囲、②使用等の推定規定の拡充等に関する記載を追加するほか、この間に発出された「各種ガイドライン」（例：「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」・「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」（水産庁））を反映。

□ 営業秘密・秘密情報を取りまく「環境の変化」に伴う修正

- A I の利活用が進展などの環境変化に合わせて、意図しない情報漏えいインシデントを防ぐ上での留意点・流出リスクについて記載の見直しを図る。
- 海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっている中、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏えい事件を踏まえ、啓発コラムの見直しを図る。

□ 「従業員向け」啓発資料の作成

- 従来作成した資料（「秘密情報の保護ハンドブック」・「ハンドブックのてびき」・「営業秘密管理指針」）は主として企業において営業秘密管理を担う経営層・担当者向けの内容から構成されているが、実際に営業秘密に接する従業員等にとって、どのような行為が不正競争防止法違反となるのか（刑事・民事の責任が発生するのか）、営業秘密以外にもどのような情報に注意が必要なのかといった従業員目線で留意事項が理解できる啓発資料を作成する。